

静岡市スタートアップ立地促進事業補助金 募集要領

1 事業の趣旨

静岡市は、市内へのスタートアップ等の集積・定着により、静岡経済の活性化や市内の社会課題解決に向けた共創促進を図るため、市内に新たに事業所を開設し事業活動を行うスタートアップ等に対して、事務所の賃借料等の経費の一部を補助(上限400万円)します。

2 該当する法人

下記の(1)～(4)のいずれかに該当する法人で市長が認めるもの

- (1) 革新的なアイデア・テクノロジー、ビジネスモデルを有し、社会にイノベーションを生み出すことで、短期間で急成長を目指す法人

(例) ・いわゆる(従来型の)スタートアップ

- (2) 革新的なビジネスモデルによる社会的・環境的な課題解決や新たなビジョンの実現と、持続可能な経済的成長の両立を目指す法人

(例) ・いわゆるインパクトスタートアップ

- (3) 地域課題の解決を事業活動の中心に据え、域内外の多様な関係者との協働によって新たな価値を創出し、社会的インパクト創出と経済的利益の確保を目指す法人

(例) ・本市が実施する「知・地域共創コンテスト」に応募し、採択された営利法人

・国が実施する「ローカル・ゼブラ企業」の創出・育成に係る事業に応募し、採択された営利法人

・他の地方公共団体が実施する地域課題解決を促進するためのプログラム等に応募し、採択された営利法人

- (4) 自社の経営資源を活用し、新規事業や業態転換、新市場参入等の新たな事業領域に挑戦することで、持続的な経営と新たな価値創出を目指す法人

(例) ・本市が実施する「アトツギベンチャープログラム」に応募し、採択された法人

・国又は他の地方公共団体が実施する事業承継の支援等に関するプログラム等に応募し、採択された法人

3 補助要件

本制度は、市内経済の活性化や市内の社会課題解決に向けた事業活動を実施するため、新たに市内で事業所を賃借するものを補助金交付の対象となる事業とします。

このうち、次に掲げる要件の全てに該当し、市長が必要があると認めるものを補助対象事業とします。

- (1) 静岡市内における3年以上の事業計画を有し、市の認定を受けること。
- (2) 市内に新たに事業所を賃借し事業を実施すること。(ただし、市内に既存の事業所を有し、事業拡大を伴わない単なる移転の場合は除く。)
- (3) 事業計画の認定から6か月以内に市内に当該事業所を商業・法人登記する意思を示すこと。
- (4) 賃金給与その他これらに相当するものを支給されている者(代表者以外の役員含む)が1人以上、当該事業所に在籍していること。ただし、市内で創業し2年以内の法人はこの限りでない。
- (5) 過去に当該事業所において、本補助金、静岡市クリエイター活動事業(事務所賃借事業)補助金、静岡市企業立地促進事業(事務所賃借事業)補助金等で静岡市から事務所賃借にかかる補助金の交付を受けたことがないこと。

4 補助内容

(1) 補助期間 2年間(24 か月)

(2) 補助対象経費、補助率等

区分	対象経費	補助率	補助上限
	事業所の賃借料・施設利用料 ※事業計画認定の申請日以降に生じた経費が対象 ※敷金、礼金、入会金、保証金、不動産仲介手数料、火災保険料、その他直接賃借に要しない経費は対象外	2/3	400 万円(200 万円/年度)

(3) 補助対象外となる経費

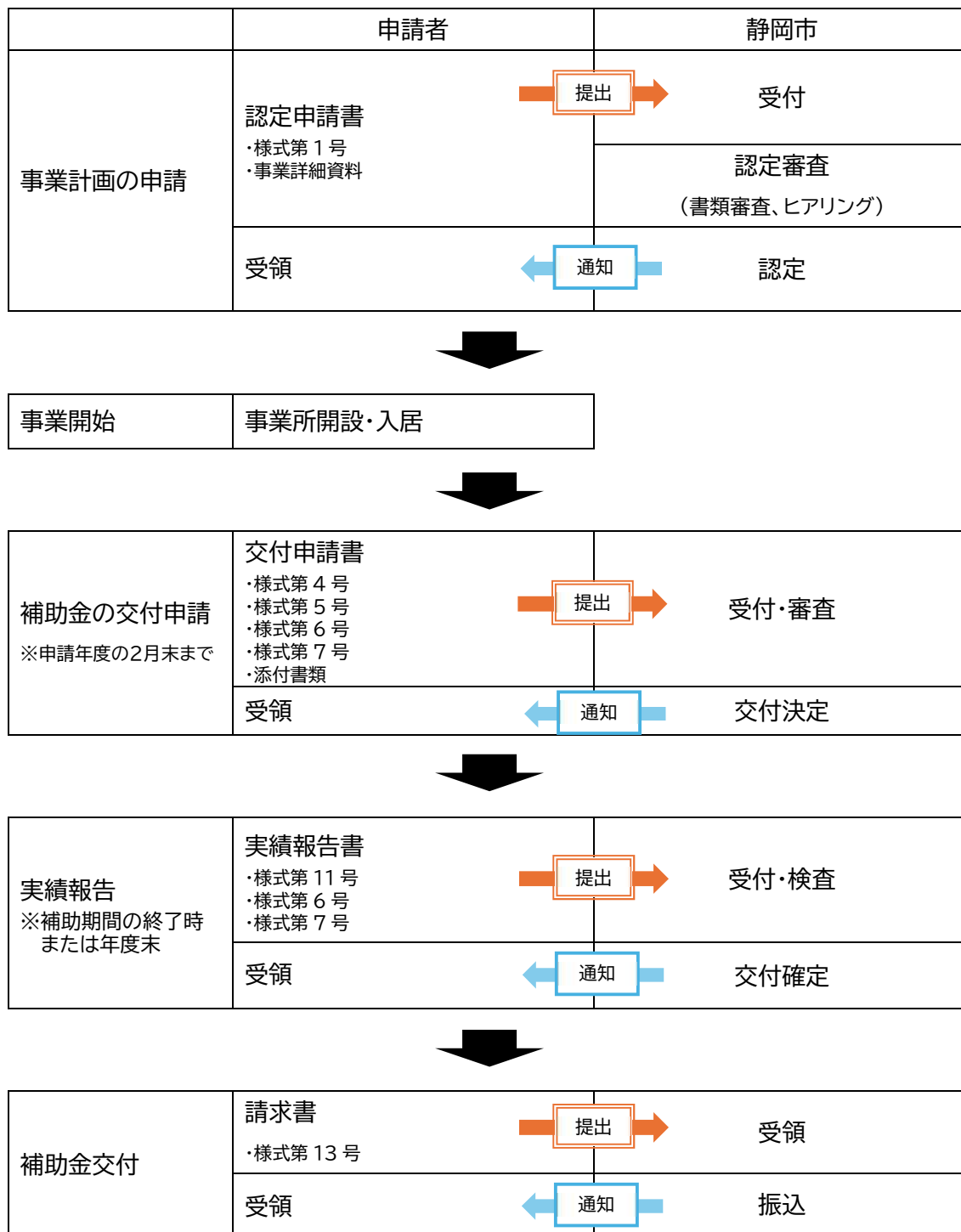
- ・事業計画の認定申請を行った日より前に、契約・発注・購入・利用開始した経費
- ・発注書、契約書、納品書、請求書、領収証等の契約や支払いの証拠となる帳票類に不備・不足がある経費
- ・当該事業所以外での利用を前提していると市が判断した経費
- ・消費税及び地方消費税相当額

5 手続きの流れ

以下の様式は、「静岡市スタートアップ立地促進事業補助金交付要綱」に基づき、申請時に使用します。

- (1) 事業計画認定申請書(様式第 1 号)の提出……事業所の開設(契約締結)前
※事業所の契約前に、事業計画認定申請書を提出してください。
※令和7年4月1日以降、既に事業を開始している場合は、問い合わせ先へご相談ください。
- (2) 事業計画の審査、認定 ……………認定申請書提出後、1 か月程度
- (3) 補助金交付申請(事業開始後) ……………事業所設置後～認定通知から 1 年以内
※申請年度の 2 月末までに申請
- (4) 事業変更申請(随時) ……………事業計画の変更があった場合
- (5) 実績報告書(様式第 11 号)の提出 ……………補助期間の終期、又は申請年度末
- (6) 補助金支払い(指定口座への振込) ……………請求書受領後30日以内

図【手続きの流れ】



6 補助金の申請及び補助事業の実施にあたっての留意事項

(1)補助金の申請手続き

- ・事業計画が認定された事業者は、「静岡市スタートアップ立地促進事業補助金交付要綱」に基づき、交付申請、実績報告等の各種申請書を提出してください。
- ・見積書、発注書、納品書、請求書、領収書、銀行振込受領書など、補助経費に関する一連の書類を保管しておき、内訳、支払実績などを客観的に証明できるよう、提出の準備をしてください。
- ・補助対象経費には消費税及び地方消費税は含みません。対象経費の算出時には、控除してください。

(2)補助金の支払い

- ・市において実績確認し、補助金額を確定した後に、補助金の支払いを行います。

(3)情報公表

- ・認定を受けた補助事業は、事業者名、事業概要等について、パンフレット、WEB サイトなどで広く紹介することがあります。

(4)事業成果等の報告

- ・補助事業者は、事業成果等についての報告やイベント等への登壇をお願いすることがあります。

(5)事業の取消し・中止(廃止)

- ・補助対象期間中に事業を中止(廃止)したときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命じることがあります。
- ・事業認定日より1年以内に事業を開始しない場合は、特段の事情がある場合を除き、事業認定の取り消しを行います。

7 必要書類一覧

(1)事業計画認定時

- ①事業計画認定申請書(様式第 1 号)
- ②事業詳細資料(任意様式)
- ③履歴事項全部証明書(別称 商業登記簿謄本、登記事項証明書) コピー可
- ④貸借対照表、損益計算書(直近3年分) コピー可

※直近3年分がない場合は決算済みの直近年度分までを提出してください。

※事業初年度の場合は、今期の事業計画を添付してください。

※「②事業詳細資料」には、以下の内容を記載してください。

項目	概要
ミッション・ビジョン	自社のあるべき姿、どう成長したいか
製品・サービス	製品・サービスに関する概要、利用イメージなど
ビジネスモデル	商品やサービスを用いて収益を上げる仕組み(図等を用いること)
顧客及び市場の概要・規模	市場概要、市場規模(取引金額や販売量等)
事業計画(ロードマップ)	事業化に至るまでの遂行方法、スケジュール、静岡市内の事業所の役割や事業内容等
実施体制	代表・役員等に関するこれまでの経歴や現在の役割等
事業実績	これまでの自社の売上やサービスの導入数など
主要取引先	取引実績のある企業や団体、官公庁、協業・連携先等
自社が解決したい社会課題とその背景	自社が解決に取り組みたい社会課題の内容や課題解決を行いたいと考えた背景 ※(2 該当する法人 (2)、(3)に該当する場合のみ、本項目を記載すること)
自社が解決したい社会課題の解決方法	自社が解決に取り組みたい社会課題の具体的な解決方法、解決策、社会インパクトを最大化する工夫 ※(2 該当する法人 (2)、(3)に該当する場合のみ、本項目を記載すること)

(2)補助金交付申請時

- ①補助金交付申請書(様式第 4 号)
- ②企業等概要調書(様式第 5 号)
- ③事業計画書(様式第 6 号)
- ④収支予算書(様式第 7 号)
- ⑤企業の従業員数(役員含む)及び市内事業所の配置人数が確認できる書類

⑥定款の写し又はこれに類する書類

⑦法人の登記事項証明書

⑧賃貸借契約書の写し

(3)実績報告時

①実績報告書(様式第 11 号)

②事業実績書(様式第 6 号)

③収支決算書(様式第 7 号)

(4)補助金請求時

①請求書(様式第 13 号)

8 問い合わせ先・申請方法

静岡市 産業政策課 スタートアップ支援係 TEL:054-354-2313

申請方法:各種申請フォームにて申請してください。

【事業計画認定時】

<https://logoform.jp/form/79j2/1244409>

【補助金交付申請時】

<https://logoform.jp/form/79j2/1244778>

【実績報告時】

<https://logoform.jp/form/79j2/1244820>

【補助金申請時】

<https://logoform.jp/form/79j2/1244847>